

(保存版) 二小防災マニュアル (R5.4 改訂)

地震や台風の自然災害が多い我が国において、学校においても大災害に備えた児童の安全確保の仕方や保護者への連絡方法、児童の防災意識を高める避難訓練等が、改めて重要課題となっています。これらの課題について、府中市立小学校で形式を統一し、更に本校で検討を重ね、「二小防災マニュアル」を作成しました。

「子供の命を守る」という目的のために、緊急時に本マニュアルが有効に運用されるよう保護者の皆様のご理解とご協力を願います。

～目次～

	(ページ)
1 保護者の皆様に知っていただきたいこと	-2-
2 災害時の学校側の対応	
(1) 府中市に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合	-4-
(2) 警戒宣言が発令された場合	-5-
(3) 府中市で大規模地震（震度5弱以上）発生の場合	-6-
(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）が通知された場合	-7-
3 保護者の皆様へのお願い	
(1) 「災害発生時における引き渡しカード」について	-8-
(2) 緊急情報発信メール（一斉メール）及び電話連絡等について	-9-
○ 災害ダイヤル171	-10-
○ 二小防災マニュアル（概要版）	-11-

府中市立府中第二小学校

1 保護者の皆様に知っていただきたいこと

① このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。

しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われない場合も想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。

② 「防災マニュアル」の中で重要なポイントは【連絡】です。

しかしながら、緊急時において、緊急情報発信メール(スマート連絡帳)の配信不能、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。

ご家庭でも災害状況から判断される適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な「子供の命を守る」ということを考えての対応をお願いします。

緊急時に本マニュアルが有効に運用されるためには、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

③ 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。

一戸建ての住宅の場合は近隣の住民との連携、集合住宅の場合はオートロック式の玄関の入り方等も含め、保護者不在時に家庭での安全をどのように図っていくか、近隣の方々や親しい方々と防災対策について話し合い、お子さんにも周知するようお願いいたします。

合わせて、「災害発生時における引き渡しカード」(8ページ参照)の引き取り人名簿への記載についても話し合い、お互いの了承を得た上でご記入ください。

④ 災害はいつ起きるか分かりません。

《お子さんが登下校中の場合》

ア 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所へ避難するように、日頃から注意を促しておきましょう。

イ 登校中、下校中は自らの判断が必要となります。

○ 安全に気を付けて、登下校する。

○ 災害が起きた時、安全な場所(公園、集会場等)に一時避難し、近隣の大人に指示を求める。

《お子さんが家庭にいる場合》

ア 自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。

⑤ 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。

ア 学童保育にお子さんを通わせているご家庭では、学童保育との連携を密にして、連絡、確認をお願いします。

学童保育と小学校は管轄が異なりますので、学校に学童保育の諸対応を問い合わせても、分からないことがありますのでご了承ください。

イ 学童に通っていないお子さんの保護者が災害時不在の場合には、地域内や保護者間で安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。

ウ 放課後子ども教室「けやきッズ」にお子さんが参加しているご家庭では、放課後子ども教室との連携を密にして、連絡、確認をお願いします。

エ お子さんが下校した時に保護者が不在の場合の対応

普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策について話し合ってください。保護者の居場所は常にお子さんに伝えておいてください。

⑥ 「緊急情報発信メール」（スマート連絡帳）に登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどを二小の緊急情報発信メール（スマート連絡帳）で連絡します。

できる限り、緊急情報発信メール（スマート連絡帳）へ登録くださいますようお願いいたします。また、スマート連絡帳が受信できなくなった場合は、速やかに副校長まで連絡ください。

他にも家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。

- 家族が離れ離れになったときの連絡方法や避難場所の確認。
- 家具の転倒・落下の防止対策。
- 消火器や救急箱などの置き場所の確認。
- 「府中市防災ハンドブック」の活用
- 地域の防災訓練に親子での参加。 等 家庭内で、防災意識を高めてください。

学校と家庭が協力し、子供の安全を守っていきましょう。

2 災害時の学校側の対応

(1) 府中市に「暴風警報」または「特別警報（現象の種類を問わない）」が発令された場合

基本的には登校に関して緊急情報発信メール（スマート連絡帳）、での連絡はしません。下記事項を確認して、対応をお願いします。

① 登校時に関わること

- ・ 午前7時現在で、府中市（多摩北部地域）に**暴風警報**または **特別警報（現象の種類は問わない）**が発令されている場合、**臨時休校**となります。（大雨警報や注意報等は該当しません）。

② 下校時に関わること

随時、緊急情報発信メール（スマート連絡帳）、ホームページ等で連絡しま

ア 下校時に暴風警報または特別警報（現象の種類は問わない）が発令されている場合には、学校に待機させます。

暴風警報がいつまでも解除されない場合の対応（保護者の引き取り等）につきましても、緊急情報発信メール（スマート連絡帳）で発信します。

イ 下校時に暴風警報が解除されている場合

台風の前予想進路や速度など状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合や、大雨等の影響による道路の冠水により、安全に歩けない状況にある時には学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いすることもあります。

また、安全に歩いて帰ることができるかと判断した場合には、一斉集団下校を実施します。

その場合には、緊急情報発信メール（スマート連絡帳）で発信します。

ウ 状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。

その場合には、緊急情報発信メール（スマート連絡帳）で発信します。

③ 翌日に関わること

必要に応じて、学校より翌日の対応（プリント、またはスマート連絡帳）について連絡します。

なお、災害時の対応について、府中市教育委員会の対応が発生した場合には、その対応に従います。その場合もスマート連絡帳で、連絡します。

- ※ テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>で「府中市」の警報・注意報の発令を確認してください。

(2) 警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、首都圏に警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、以下の対応をとります。ご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 警戒宣言は、市役所の防災無線によるサイレンや放送、消防車、パトカー等の巡回などで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。

なお、学校からは、警戒宣言の発令に関する連絡は行いません。

- ② 登校前に発令された場合には、そのまま自宅待機になります。

- ③ 児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、発令直後に保護者への引き渡しを行いますので、お子さんを引き取りにご来校ください。

- ④ 児童を引き渡す際には、学校に保管している「災害発生時における引き渡しカード（8ページ参照）」をもとに、

保護者またはカードに記入されている代理人の方に、児童を引き渡します。

※ 引き取りのない児童は、引き取りの方が来られるまで学校で保護します。

- ⑤ 警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の防災無線等によって情報を得るようにしてください。解除後の授業再開の時期については、下記の通りです。

(3) 府中市で大規模地震（震度5弱以上）が発生した場合

1 児童が在籍している場合

① 原則として保護者への引き渡しを実施します。

緊急情報発信メール（スマート連絡帳）、ホームページ等により連絡します。

※ メール配信不能、電話回線の不通等の事態が生じた場合には、災害用伝言ダイヤル171（10ページの利用方法参照）により連絡します。

② 保護者または引き渡しカードに記入されている代理人の方が、引き取りに来るまで、学校で責任をもって保護いたします。

2 児童が校外（遠足等）にいた場合（基本的に1と同じです）

① 児童の安否を確認後、学校から緊急情報発信メール（スマート連絡帳）、ホームページ等の連絡により、状況と対応方法等についてお知らせします。

※ メール配信不能、電話回線の不通等の事態が生じた場合には、災害用伝言ダイヤル171により連絡します。

② 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。

③ 帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します。

（帰校が困難な場合には、現地まで迎えに来ていただくことも考えられます。）

3 児童が登下校中の場合

日頃より、登下校中に大地震が発生した場合の対応について、ご家庭で話し合い、徹底しておいてください。

(例) 各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、地震発生状況に応じて判断できるようにしておく。

・学校に行く ・家庭に帰る ・近隣の〇〇への避難 ・その他

◎ 以上のお示ししました対応につきましては、現在考えられる基本的な対応です。緊急突発的な災害等が生じた場合には、より適正な方法を検討し、実施いたします。

(4) 全国瞬時警報システム（Jアラート）が通知された場合

1 児童が在校している場合 原則として「学校待機」です。

- ※ 特に問題がない場合は、通常の教育活動に戻します。
- ※ 状況に応じて、緊急情報発信メール（スマート連絡帳）、ホームページ等により連絡します。
- ※ メール配信不能、電話回線の不通等の事態が生じた場合には、災害用伝言ダイヤル171（10ページの利用方法参照）により連絡します。
- ※ 状況が悪化することが予想される場合は「保護者への引き渡し」を実施することもあります。
(引き取り人が来るまで、学校で責任をもって保護いたします。)

2 児童が校外（遠足等）にいた場合

- ① 児童の安否を確認後、学校から緊急情報発信メール（スマート連絡帳）、ホームページ等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせします。
 - ※ メール配信不能、電話回線の不通等の事態が生じた場合には、災害ダイヤル171により連絡します。
- ② 特に問題がない場合は、通常の教育活動に戻します。
- ③ 帰校できない場合（交通網遮断等々）には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します。
(現地までお迎えに来ていただくことも考えられます。)

3 児童が登校前の場合

通知の内容を確認し、安全が確保できないと判断した場合は、登校を見合わせてください。

4 その他

災害は、いつ・どのような状況で発生するか分かりません。日頃より、災害が発生した場合の対応について、ご家庭で話し合い、徹底しておいてください。

(例) 各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、災害発生状況に応じて判断できるようにしておく。

- ・学校に行く
- ・家庭に戻る
- ・近隣の〇〇への避難
- ・その他

3 保護者の皆様へのお願い

(1) 「災害発生時における引き渡しカード」について

本校では、「警戒宣言が発令された場合、大規模地震が発生した場合、または大きな事故や事件が生じた場合等は、原則として保護者への引き渡しを行います。引き渡しの際には、「災害発生時における引き渡しカード」をもとに、児童を引き渡します。

そのため、毎年「災害発生時における引き渡しカード」を提出していただきます。必要事項を記入の上2枚作成し、1枚を担当まで提出して、1枚をご家庭で保管してください。

誘拐防止等のため、カードに記入されていない方へは引き渡しをしません。確実にご記入ください。

「災害発生時における引き渡しカード」の作成について

(学校保管用1枚)(家庭保管用1枚) → 後日、用紙を配布します。

- ① 引き取り人氏名欄には、保護者の方から順に書いてください。
- ② 非常時に保護者の方が引き取りに来られないことも想定して、近隣の方々や親しい方々と防災対策について話し合い、お互い了承を得た上で複数の引き取り人氏名をご記入ください。ただし、全ての欄に引き取り人氏名を書かなくても結構です。
- ③ カードに記入された引き取り人の方について、お子さんにもその旨を周知しておいてください。

引き渡しカード 書式見本

令和〇〇年度 災害発生時における引き渡しカード

___年___組___番 児童名

番号	引き取り人氏名	児童との関係	連絡先	確認
1				
2				
3				
4				
5				
6				
予備				
予備				

(2) 緊急情報発信メール（スマート連絡帳）及び電話連絡について

- ① 緊急情報発信メール（スマート連絡帳）に登録をお願いします。
 - ・ 荒天時における一斉下校、下校時刻の変更、翌日の始業時刻及び臨時休業等の連絡をします。
 - ・ 大規模地震（震度5弱以上）の発生時における引き渡し、台風接近時の下校時刻変更等の連絡をします。
 - ・ 不審者等による事件・事故への対応（引き渡し、一斉下校の実施及び事件・事故についての情報）について連絡をします。

- ② 電話連絡：事情により緊急情報発信メール（スマート連絡帳）に登録できない方への電話連絡
緊急情報発信メール（スマート連絡帳）に登録されていない方には、緊急時において電話連絡を行います。

- ③ 災害用伝言ダイヤル171
万一、緊急情報発信メール（スマート連絡帳）配信不能や電話回線不通等の状況になった場合、災害用伝言ダイヤル171を使用して連絡します。（10ページの利用方法参照）

通信不可能な場合を考慮した対処についてもご家庭で話し合ってください。

※ 警察・教育委員会・運送会社等を名乗り、名簿の聞き出しを行おうとする事件が多発しています。このような問い合わせには絶対に応じないでください。

※ 電話連絡網は、平成28年度より使用していません。

災害用伝言ダイヤル171（災害ダイヤル171）

災害時、メール配信不能や電話回線不通などの状況になった場合、安否の確認などには、NTTの災害用伝言ダイヤル（災害ダイヤル171）を活用します。

① 「171」をダイヤルします。

[ガイダンス]

『こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。

録音される方は「1」、再生される方「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。』

② 再生「2」を選択する。

[ガイダンス]

『被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の

電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。』

③ 府中第二小学校の電話番号「042-361-9002」を入力する。

※ 伝言ダイヤルセンターに接続されます。

[ガイダンス]

『電話番号「042-361-9002」の伝言をお伝えします。

プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと「#（シャープ）」を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。

なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。』

④（プッシュ式電話の場合）「1」「#（シャープ）」を押す。

『新しい伝言からお伝えします。

伝言を繰り返すときは、数字の「8」のあと「#（シャープ）」を、次の伝言に移るときは、数字の「9」のあと「#（シャープ）」を

押してください。』

（ダイヤル式電話の場合）そのまま待つ。

『新しい伝言からお伝えします。』

④ 伝言が再生されます（30秒以内なので、要点のみお知らせします）。

[伝言の例] 府中第二小学校です。現在、児童は校庭に避難して全員無事です。児童の引き渡しを行いますので、引き取りをお願いします。

[プッシュ式電話の場合のガイダンス]

『お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音されるときは、数字の「3」のあと、#（シャープ）を押してください。』

[ダイヤル式電話の場合のガイダンス]

『お伝えする伝言は以上です。』

※ 上記①の選択する操作で「1」を選択すると伝言を吹き込む操作になります。

誤って府中第二小学校の災害ダイヤルに伝言を入れたり、無言の登録をしたりしない

二小防災マニュアルの概要（保存版）

◎ 翌日、荒天（「暴風警報」など）が予想される場合

メールにて学校の対応をお知らせします。「交通機関等の計画運休」によって、登校時刻が変わることがあります。

（１）府中市に「暴風警報」または「特別警報（現象の種類を問わない）」が発令された場合

- ① 午前7時の時点で発令中 → 全市一斉に臨時休校
 - ② 午前7時の時点で解除 → 平常授業。前日に登校時刻変更の連絡が入っているときは、その時刻に登校
 - ③ 午前7時以降に発令
 - ・ 登校前…自宅待機
 - ・ 登校中…そのまま登校
 - ・ 在校中…※解除まで学校待機
- ※ 保護者の方が引き取りに来られた場合は、引き渡しをします。
- ④ 下校時に「暴風警報」または「特別警報」発令の場合→学校待機
 - ⑤ 下校時に「暴風警報」または「特別警報」解除の場合でも帰宅が危険の場合→学校待機
 - ⑥ 翌日に関わること：（必要があれば）→学校より連絡
- ※ テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ等で府中市の警報・注意報の発令を確認してください。

（２）警戒宣言が発令された場合

- ① 登校前に発令された場合→解除まで自宅待機
- ② 在校中に発令された場合→引き渡し（その後、解除まで自宅待機）

（３）府中市で大規模地震（震度5弱以上）発生の場合

- ① 在校中の場合→引き渡し（学校より連絡）
- ② 校外（遠足等）にいた場合
 - ア 帰校可能な場合→帰校後、引き渡し（学校より連絡）
 - イ 帰校困難な場合→現地まで迎えに来ていただく場合もある（学校より連絡）

（４）全国瞬時警報システム（Jアラート）が通知された場合

- ① 在校中の場合→原則学校待機
 - ・ 問題がない場合→通常の教育活動に戻す
 - ・ 安全が脅かされると判断した場合→引き渡し（学校より連絡）
- ② 校外（遠足等）にいた場合
 - ・ 問題がない場合→通常の教育活動に戻す
 - ・ 帰校が困難な場合→現地まで迎えに来ていただく場合もある（学校より連絡）

◎ 保護者への連絡方法

緊急情報発信メール（一斉メール）、ホームページ、災害用伝言ダイヤル171 等

令和6年4月改訂 府中市立府中第二小学校